

横浜市告示第 508 号

建築基準法第 39 条第 1 項の規定による災害危険区域から
除く区域

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の規定による
災害危険区域から除く区域を次のように定めたので、横浜市建築基
準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定
により告示する。

平成 30 年 9 月 11 日

横浜市長 林 文子

災害危険区域から除く区域

南区
磯子区
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、三春台 5 の西区部分
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、東町 1 の中区部分